

(趣旨)

第1条 この規則は、国際武道大学（以下「大学」という。）が、卒業見込み学生（以下「学生」という。）に対し能力に適切な職業に就く機会を与えるため、職業安定法（昭和22年法律第141号）第33条の2の規定に基づき、無料で職業紹介を行うために必要な事項を定めるものとする。

(求人)

第2条 大学は、国内及び国外の事業所から、労働条件等を記載した求人票を受理する。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、これを受理しない。

- (1) 求人の申込内容が法令に違反しているとき。
- (2) 雇用条件が不相当なとき。
- (3) 求人申込内容が大学の教育にかんがみ、不相当と認められるとき。

(求職)

第3条 大学は、すべての学生のいかなる求職の申込みも受理する。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、これを受理しない。

- (1) 求職の申込内容が、法令に違反しているとき。
- (2) 求職の申込内容が、大学の教育にかんがみ、不相当と認められるとき。

2 大学の紹介により就職を希望する学生は、大学が指定する進路帳票（求職票）に必要事項を記入し、登録しなければならない。

(紹介)

第4条 大学は、事業所の求人申込みにより、学生に対し、その能力に適合する職業を紹介する。

- 2 学生を事業所に紹介する場合は、必要に応じ、紹介状又は推薦状を発行するものとする。
- 3 労働争議（同盟罷業又は作業所閉鎖等）中の事業所に対する紹介は、争議が解決するまで行わない。

(秘密の保持)

第5条 この規則による職業紹介業務担当者は、業務上知り得た学生並びに事業所の情報及び秘密を厳守し、これを他に漏らしてはならない。

- 2 学生の個人情報を適正に管理するため、別に細則を定める。

(取扱者の均等待遇の保障)

第6条 この規則による業務運営に当たって、職業紹介業務担当者は、国籍、人種、信条、性別、社会的身分、門地等を理由として、職業紹介、職業指導等について、差別的取扱いをしてはならない。

(職業紹介に使用する帳票)

第7条 職業紹介は、次の各号に掲げる帳票を使用してこれを行う。

- (1) 求人票（様式第1号）
- (2) 求職票（様式第2号）
- (3) 紹介状（様式第3号）